

役員および評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的と意義)

第一条 この規程は、社会福祉法人愛幸会(以下「この法人」という。の定款第八条及び第一〇条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関して定めることを目的とする。

(定義等)

第二条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は、常勤理事 監事は、常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務の執行の対価として受け得る利益であって、その如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第三条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り職務の執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で職員給与の支給を受けている者に対しては、報酬は支給しない。ただし正規時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額決定)

第四条 この法人の常勤理事の報酬月額は、別記1 に定めるとおりとする。

- 2 各々の常勤理事の報酬月額は、別記1「常勤理事棒給表」のうちから評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 3 非常勤理事及び監事に対する報酬は、別記2「非常勤理事・監事の報酬」に定める額とする。
- 4 常勤監事の報酬月額は「常勤理事棒給表」及び「非常勤理事・監事の報酬」を勘案して、評議員会で別途決めるものとする。
- 5 各々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第五条 この法人は、役員及び評議員がその職務執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、通勤費基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、交通費又は出張に要する旅費は実費額を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第六条 常勤役員等の報酬等(旅費は除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び交通費、旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第七条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立て替え金額を控除して支給する。

(公表)

第八条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第九条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第一〇条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て評議員会の承認を受け定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 月 日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別記1 常勤理事棒給表

号	月額
1	321,000 円
2	323,400 円
3	325,700 円

別記2 非常勤理事・監事の報酬

理事会等法人業務に出席の都度、謝金として一人一律 日額 10,000円

別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 日額 10,000円